

さくら通信 8月号

2024年8月
No.236

発行

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

（株）さくらビジネスサービス

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

夏生まれ



私は8月生まれなので、夏が好きです。しかし暑がりです（寒がりでもあります）、最近特に夏が暑くて大変です。

中学生の時はバスケットボールをしていましたので、今でもこの季節はうだるような暑さの中練習をしていたことを思い出します。直射日光こそありませんが、風もあまり吹かず、外より暑いんじゃないかと思っておりました。

最近、特に暑い日が続きます。熱中症に気を付けて夏を楽しみたいと思います。

（孝志洋）

夏季休業のお知らせ

当事務所では、**8月10日(土)**から**15日(木)**まで**夏季休業**とさせていただきます。何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

税務調査(任意調査)について①～税務調査対象の選定～



税務調査は、統括国税調査官が調査担当者に指令して実施されます。調査が何年毎かは、会社の規模、業績及び過去の調査実績等により異なってきます。一般的な中小企業ではおおむね3～7年毎に実施されるといわれていますが、大規模法人は毎年調査がありますし、小規模法人では10年以上調査がないケースもあります。

調査担当者は、申告書上の損益計算書及び貸借対照表の科目、利益率等について前年対比をし、異常点がある会社を選定します。また、別の税務調査記録や法定資料として収集した資料(資料せん)も確認します。

異常な増減がある場合や長期間調査がない場合のほか、税務調査先として選定される基準として、例えば以下のようなものがあります。



(1) 重点調査業種や好況業種

調査で問題点が発見された例が多い業種は重点調査業種とされます。令和4年度に不正発見割合の高い業種としては、医療保健業、漁業・水産養殖業、建築工事業などが挙げられています(高松国税局資料)。

(2) 税歴が良くない

過去の調査で、売上除外や架空人件費などで、重加算税等を課された会社などです。

(3) 投書や内部告発

退職をめぐりトラブルがあった元従業員や同業者からの告発があるようです。

(4) 不祥事のあった会社

刑事事件等の不祥事があった会社は、よく税務調査の対象とされます。

(5) 取引先企業の余波

例えば、取引先が当社からの売上を除外しているような場合、取引先の調査の余波で当社にも調査が及ぶといったこともあります。

(大寺)

社会保険 退職後の健康保険の選択肢

会社に勤務し、加入要件を満たしているときは、会社の社会保険に被保険者として加入しますが、退職後はその被保険者資格を喪失することから、他の健康保険に加入する必要があります。

3つの選択肢 —退職後の健康保険の選択肢は大きく分けて以下の3つがあります—

(1) 国民健康保険に加入する (2) 健康保険の任意継続をする (3) 家族の健康保険に加入する

退職した従業員やその家族の状況によって加入できる制度が異なり、また、加入する制度によって負担する保険料の額に違いが出ます。

01

国民健康保険

保険料は、加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。退職者の居住地の市区町村により保険料の算定方法が異なるため、一概に保険料額を示すことはできません。倒産や解雇で退職した場合には、保険料が減免されることがあります。

問合せおよび申請先：退職者の居住地の市区町村役場

02

健康保険の任意継続

在職中に加入していた健康保険に、任意継続被保険者として、引き続き加入する制度です。退職日まで被保険者期間が継続して2ヶ月以上あり、退職日の翌日から20日以内に申出書を提出する必要があります。

被扶養者であった家族も、認定を受けることで任意継続被保険者の被扶養者として加入できます。健康保険料は、在職時に従業員が負担していた健康保険料の2倍の額ですが、上限額が設けられています。なお、在職時の健康保険証はいったん、返却する必要があります。

03

家族の健康保険(被扶養者)

家族が勤務先で社会保険に加入しており、その扶養の認定要件を満たしたときに、被扶養者として加入できる制度です。協会けんぽの場合は、被扶養者のため、家族が負担する健康保険料は増えず、また、退職者本人の保険料負担もありません。

退職者が20歳以上60歳未満の時には、年金の切り替えも発生するので、健康保険とあわせて手続きを進めましょう。

(吉田)

8月の社会保険労務

■ 9月2日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

8月の税務

■ 8月13日

1. 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 9月2日

2. 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
3. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
5. 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

6. 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
7. 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

8. 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

■ 8月中において都道府県の条例で定める日

9. 個人事業税の納付(第1期分)

■ 8月中において市町村の条例で定める日

10. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)



資産税係 ホールディングス化のメリット・デメリット

ホールディングス化は、持株会社（ホールディングス）が傘下の事業会社の株式を保有してグループ全体の戦略策定・管理に専念し、中核事業等の運営は各事業会社が行う企業形態を指します。

ホールディングス化のメリットの一部として、以下のような点があげられます。

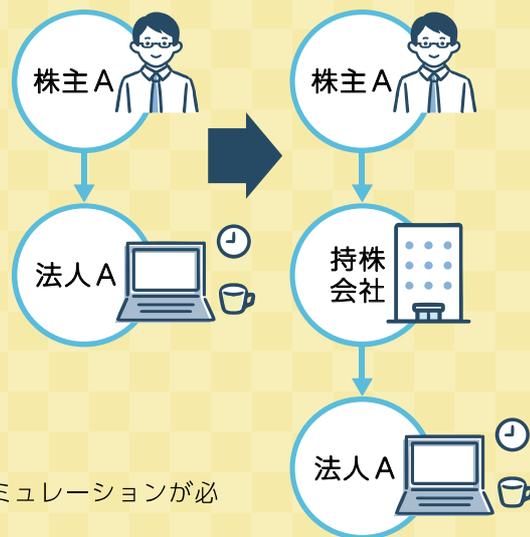
- (1) 株式の分散防止・分散した株式の集約
- (2) 直接保有に比べて、ホールディングス化後の含み益に対する法人税相当額だけ評価額が下がる（株主Aが株式を譲渡する場合、株式を現金化することで、今後の含み益が株主Aの財産に反映されない）

ホールディングス化のデメリットの一部として、以下の点があげられます。

- (1) 持株会社に借入金・管理コストが発生
- (2) 株式を譲渡する場合に譲渡益に対する課税が生じる
- (3) 持株会社は株式保有特定会社となり、相続や贈与時の株価が高く評価される

ホールディングス化をする場合には、将来の利益予測や返済計画などの事前のシミュレーションが必要となります。

また、持株会社ができた後も継続的な管理が必要となります。



(坂田)

リスマネ委員会 企業が重視するリスク：取引先の倒産・貸倒れ

売上の掛取引では、どれだけ売上げをあげても実際に回収ができない限り、貸倒れというリスクが存在します。万が一、取引先が倒産という事態に陥った場合は、この取引先から債権を回収することが非常に困難になります。

売掛債権が回収出来ない場合に、自社が被る損害に対して、保険会社が取り扱っている商品の一つに「取引信用保険」があります。

この保険商品のポイントとしては

- 保険金により、貸倒損失を補填する事で、不測の貸倒発生時でもキャッシュフローが安定します。
- 貸倒損失は、每期一定額が発生するものではありませんが、毎期の保険料としてご負担いただく事で、コストの平準化が可能となります。



取引先の倒産等のリスクに備える為に、保険会社や公的セーフティネット制度など、自社にあったものを選択して利用することも有効な方法と言えます。

(さくらビジネス)

医療係 医療DX推進体制整備加算について

政府はかねてより、医療分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じたサービスの効率化・質の向上を実現することにより、国民の保健医療の向上を図るとともに、最適な医療を実現するための基盤整備を推進していました。

令和6年度診療報酬改定において医療DX推進体制整備加算が新設されることになりました。

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入し、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を確保している場合の評価が新設されました。

- 医療DX推進体制整備加算 8点
- 医療DX推進体制整備加算（歯科点数表初診料） 6点
- 医療DX推進体制整備加算（調剤基本料） 4点



これらは、医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合に、月1回に限り算定することが可能となりました。

厚生労働省「令和6年度診療報酬改定の概要【医療DXの推進】P5参照」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001219984.pdf#page=5>

(大下)



研修会・懇親会へのご案内

令和6年 **9月13日(金)** ホテルクレメント徳島

研修会 13:30 ~ 16:30 3階 金扇(キンセン)

① 13:35 ~ 14:45 『労働基準法の基本 ~適切な労務管理のために~』

講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子氏

② 15:00 ~ 16:30 『経営戦略としてのM&A ~意外と身近なM&A~』

講師 株式会社日本M&Aセンター 小川 洋輝氏

懇親会 17:00 ~ 18:30 4階 クレメントホール(西中) (立食形式)

会費 無料 申込方法 電話またはFAX(申込用紙はホームページにて掲載)

申込期限 8月16日(金) ※懇親会ご出席の方には、ホテルより駐車割引券(3時間分)が発行されます。
当事務所受付案内へお申し出下さい。



徳島支店閉鎖のお知らせ

3月25日に新館をオープンしたことにより、業務を統合し徳島支店を閉鎖いたしました。
それに伴い拠点が本店と昭和町支店の2か所となります。
今後ともさくら合同事務所をよろしくお願い申し上げます。



恥はかき捨て⑭初めての講演

税理士を開業した直後。先輩税理士の紹介。「一般消費税に反対する県民集会」。間接税の問題点などを話したと記憶する。現在、消費税等の総税収(国税+地方税)に占める割合は概ね34.9%。これだけの税収を他の税目で徴収することが可能とは思えない。

今から思うと勉強不足だった。初めての講演で誇らしい気分もあった。若気の至りと言うしかない。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

発行